

犬を飼っている方へ

狂犬病予防法に基づき、犬の飼い主には以下のことが義務づけられています。

犬を飼うにあたっては、「狂犬病予防法」に基づき、91日齢以上の犬の所有者は、その犬を所有してから30日以内に市町村に犬の登録をし、鑑札の交付を受けるとともに、狂犬病の予防注射を犬に受けさせ、注射済票の交付を受けなければなりません。また、交付された鑑札と注射済票は、必ず犬に付けなければなりません。

日本国内には狂犬病の発生はありませんが、近隣諸国では狂犬病がまん延しており、日本への本病の侵入リスクは皆無ではありません。

今年の7月以降、同じ島国で長年発生しなかった隣国「台湾」で52年ぶりの狂犬病の感染が確認されています。

台湾政府の発表によると、7月に野生動物（イタチアナグマ）での狂犬病の感染が確認された後、次々と確認頭数が増加しています。9月10日には、飼い犬が狂犬病に感染し発症した旨が公表されています。9月25日現在、台湾での狂犬病の発生頭数は、イタチアナグマ148頭、ジャコウネズミ1頭、飼い犬1頭に及んでいます。

犬を飼われている方は、社会に対する責務として、犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射を必ず行ってください。

- ・ 市町村に犬を登録すること。

狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、人が感染する場合、その感染源となる動物のほとんどは犬であると言われていています。現在では日本国内での狂犬病の発生は見られませんが、万が一日本で狂犬病が発生した場合に迅速な対応をとるためにも、日頃から飼い犬がどこに何頭いるのかを把握しておくのは大変重要なことです。犬を飼う人の義務ですので、必ず飼い犬の登録をしましょう。

- ・ 犬に毎年狂犬病の予防注射を受けさせること。

狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、まん延の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では、犬が主なまん延源となっています。従って、飼い犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、人への被害を防ぐことができ、日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて、飼い犬への狂犬病予防注射を義務づけています。

犬を飼う人の義務ですので、毎年1回、必ず飼い犬に狂犬病の予防注射を受けさせましょう。

- ・ 犬に鑑札と注射済票を付けること。

登録されていない犬、狂犬病の予防注射を受けていない犬、鑑札や注射済票を装着していない犬は、捕獲・抑留の対象となります。また、飼い犬を登録していない所有者や飼い犬に予防注射を受けさせていない所有者、飼い犬に鑑札や注射済票を装着していない所有者は20万円以下の罰金の対象となります。